

4月より消費税率が8%に変わります

皆様ご承知の通り、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ改正されます。

これまでの「税務トピックス」でもご紹介いたしましたが、平成25年9月30日以前契約の請負工事等を除き、原則4月1日以後に発生した商品売買等は8%の消費税率が適用されます。

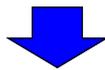
弊社からのご請求におきましても、4月1日以後の定期顧問料・決算料等の報酬より、消費税率を8%としてご請求させていただきますので、ご留意ください。

例) 定期顧問料 30,000円(税抜)の場合 

<平成26年3月3日引落分>

区分	報酬内訳	報酬等金額	消費税等	源泉所得税
報酬	定期顧問料 3月分	30,000	1,500	

4月分顧問料(4月引落分)より
消費税率8%が適用されます。



<平成26年4月3日引落分>

区分	報酬内訳	報酬等金額	消費税等	源泉所得税
報酬	定期顧問料 4月分	30,000	2,400	

決算料は4月申告(2月決算)分より
消費税率8%が適用されます。

(参考) ~平成26年4月1日以後であっても消費税率が5%適用されるもの~

① 旅客運賃等

平成26年4月1日以後に利用する旅客運賃や映画館・美術館等の入場料のうち平成26年4月1日より前に料金の収受が完了しているものについては、消費税率は5%が適用されます。

② 請負工事

原則では、引渡が4月1日以後となった場合、消費税率は8%が適用されます。

ただし、平成25年10月1日より前に請負契約が完了している場合、引渡が4月1日以後となっても消費税率は5%が適用されます。

このため、引渡完了時に請求書を発行される場合、請負契約がいつの時点で完了しているか確認することが必要となります。

建設工事等において外注先に発注する際、平成25年10月1日より前に請負契約等が完了していた場合、上述の通り消費税率は5%が適用されます。

しかし、そのような契約がない場合(例、外注先より毎月請求書が来る等)、元請の契約は5%が適用される工事であっても、外注費においては消費税率は8%が適用されます。